
電気通信事業紛争処理委員会の活動について ～6年間の実績と今後の取組～

平成19年12月4日
事務局

1. 電気通信事業紛争処理委員会の設置・機能

電気通信事業紛争処理委員会は、平成13年11月30日に電気通信事業者間の接続等に関する紛争を迅速・公正に処理する専門的組織として設置され、以下の3つの機能を担っている。

あっせん・仲裁

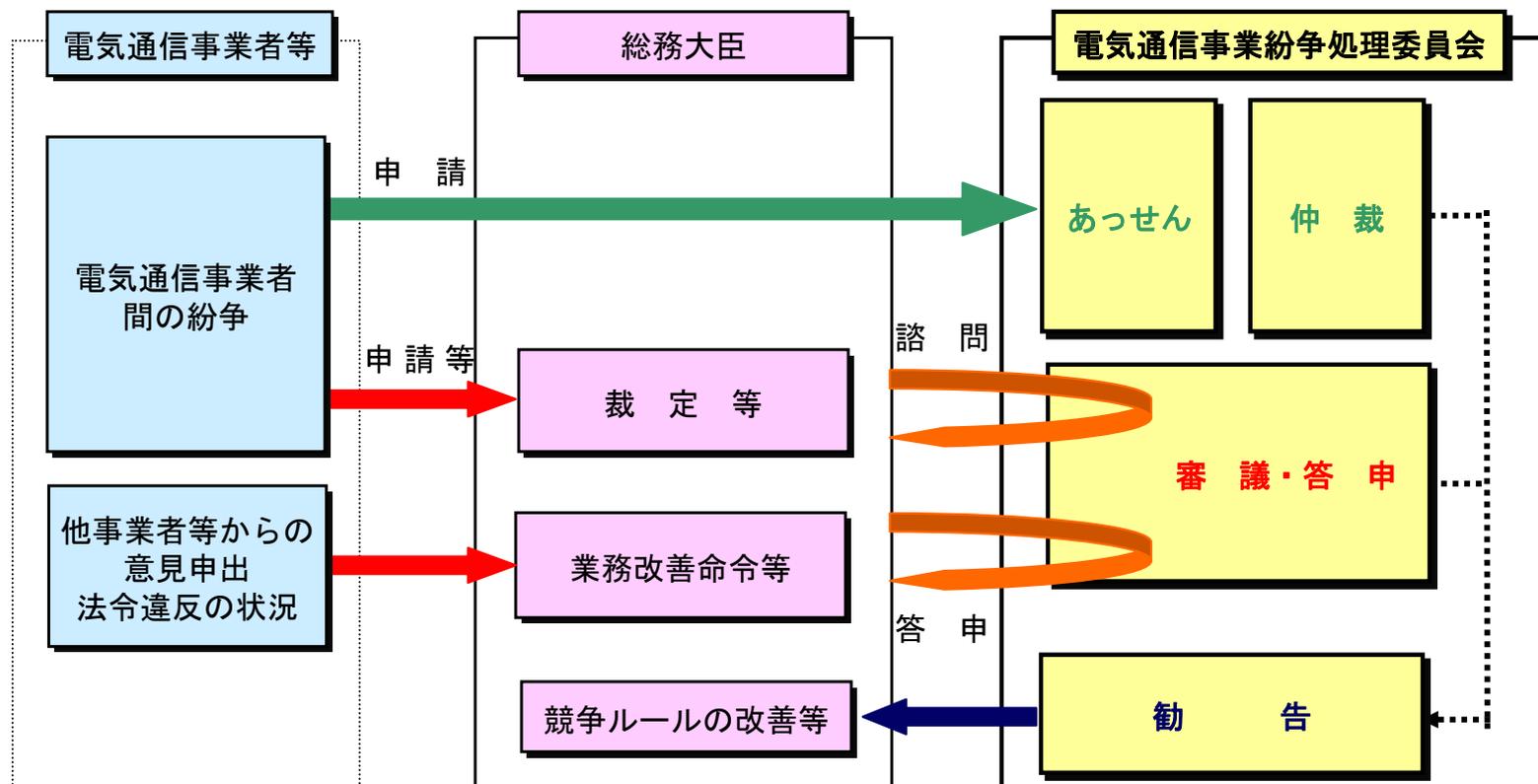
- 電気通信事業者間における接続等に関する紛争に対し、簡易・迅速な合意を形成するため、委員会は、「あっせん」や「仲裁」を実施。

諮問に対する
審議・答申

- 総務大臣が、①接続の協議開始命令、②協議不調の場合の協定細目の裁定、③料金等に係る業務改善命令等の行政処分を行う際に、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行う。

勧告

- 以上を通じて明らかになった、競争ルールの改善等について、総務大臣に対し勧告。



2. 委員会による紛争処理等の状況

(平成19年11月30日現在)

1 あっせん 48件

(あっせん及び仲裁の平均処理期間約44日)

- 「接続に係る費用負担」に関する件 (34件)
- 「接続の諾否」に関する件 (3件)
- 「接続協定の細目」に関する件 (2件)
- 「電気通信役務の提供に係る契約の取次ぎ」に関する件 (1件)
- 「接続に必要な工作物の利用」に関する件 (4件)
- 「設備の利用・運用」に関する件 (3件)
- 「接続に必要な設備の設置」に関する件 (1件)

2 仲裁 3件

(※いずれも、他方事業者が申請を行わず、仲裁は実行されず、あっせんや大臣命令に移行。)

- 「接続に係る費用負担」に関する件 (2件)
- 「接続に必要な設備の設置」に関する件 (1件)

3 諮問・答申 6件

(諮問から答申まで平均約33日)

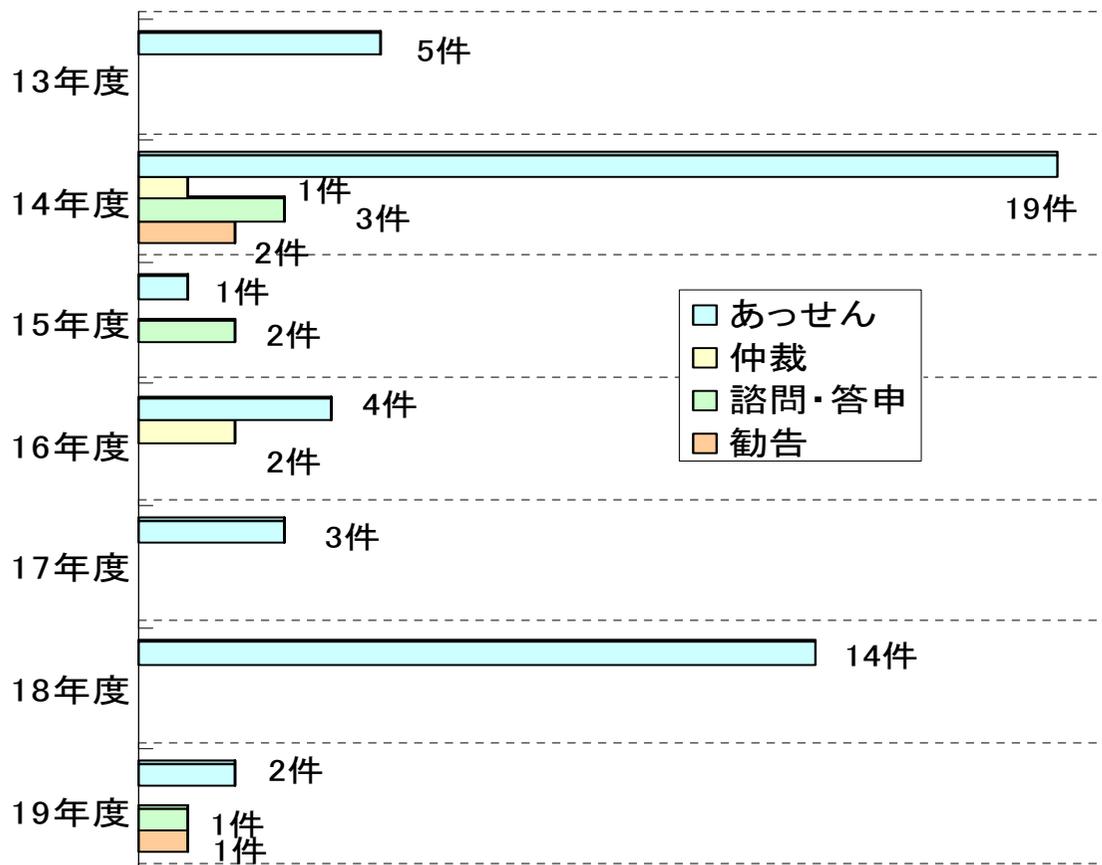
- 業務改善命令 (2件)
- 土地等の使用に関する認可 (1件)
- MVNOとMNO間の接続協定の細目の裁定 (1件)
- 料金設定権に関する裁定 (1件)
- 接続に関する協議再開命令 (1件)

4 勧告 3件

- コロケーションのルール改善に向けた勧告 (1件)
- 接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告 (1件)
- 接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告 (1件)

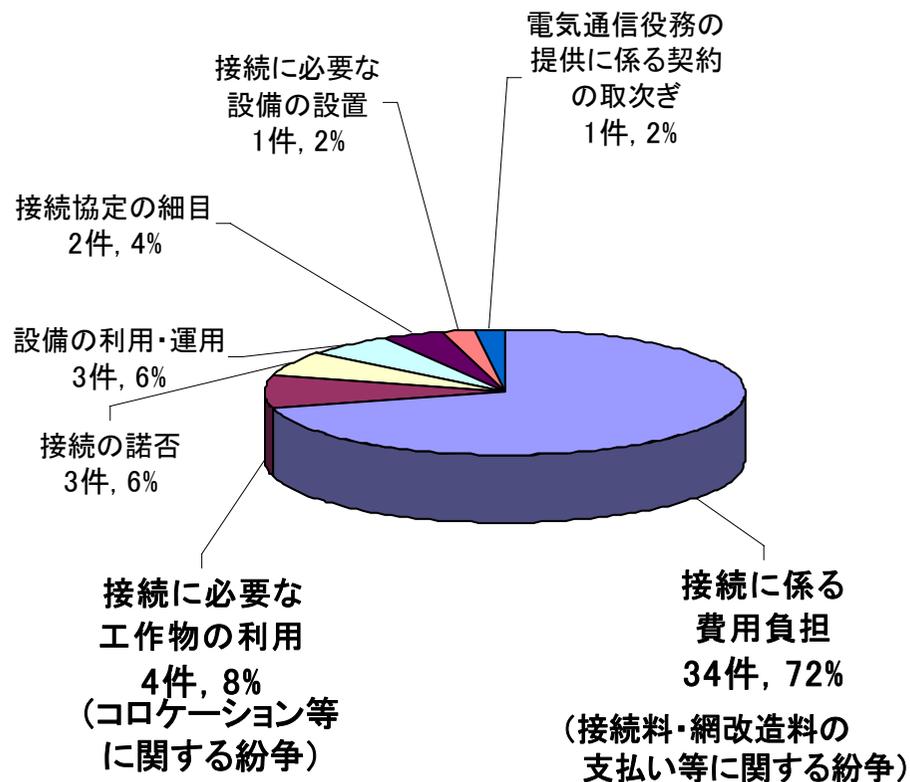
(参考) 紛争処理等の内訳

1 年度別処理件数の推移

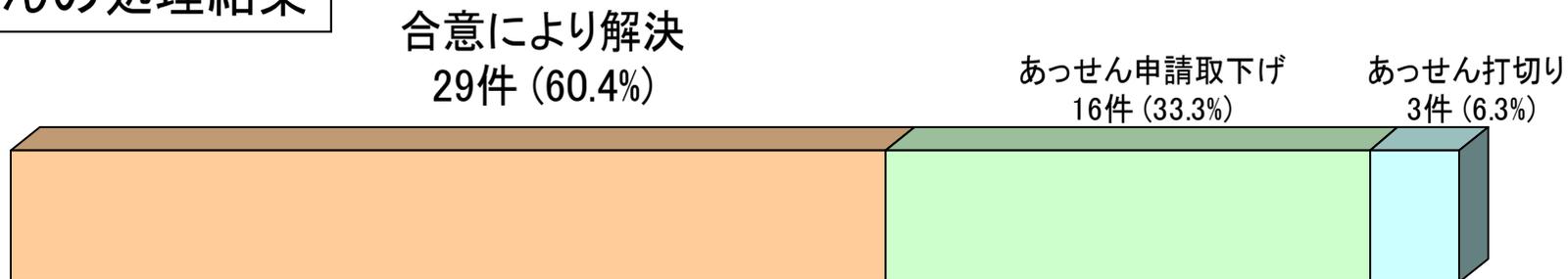


(注)13年度は11月30日から、19年度は11月30日まで

2 あっせんの紛争内容



3 あっせんの処理結果



3. 委員会の主な広報・情報発信

(1) ウェブサイト・紛争処理マニュアル・年次報告書

- ◆ 平成18年10月にウェブサイトを刷新
- ◆ 紛争処理マニュアルは、第7版まで更新

(2) 各種調査レポートの作成・発表

- ◆ 諸外国の紛争処理制度の比較(H17.4)
- ◆ 我が国における紛争処理制度の近状(H17.4)
- ◆ 電気通信事業における紛争処理等の将来像(H18.10)

(3) 事業者団体等への説明・地方における相談会の実施

- ◆ 平成18年度、東京で1回、地方で8回実施

電気通信事業紛争処理委員会ウェブサイト

The screenshot shows the homepage of the Telecommunications Business Dispute Settlement Commission. The header includes the organization's name in Japanese and English. The main content area features a mission statement: "電気通信事業分野における公正競争の実現を目指し、事業者間における紛争を迅速かつ円滑に解決へ導くための機関です。" Below this is a yellow box with the text: "電気通信事業者間における接続その他トラブル等に関する相談・問合せは「電気通信事業者」相談窓口へどうぞ。" Contact information is provided at the bottom: 〒100-8926, 東京都千代田区霞が関2-1-2中央合同庁舎2号館4階, e-mail: hurno-shori@mlsoumu.go.jp, Tel: 03-5253-5688, Fax: 03-5253-5197. A footer note states: "電話やインターネットなどについての消費者の苦情・相談窓口はこちらです。" The footer also includes a copyright notice: "Copyright (C) 2002 Telecommunications Business Dispute Settlement Commission All Rights Reserved."

電気通信事業紛争処理マニュアル

The image shows the cover of the 7th edition of the "Manual for Dispute Resolution in the Telecommunications Business". The title is "電気通信事業紛争処理マニュアル 紛争処理の制度と実務【第7版】". The date and publisher are listed as "平成19年8月1日 電気通信事業紛争処理委員会".

4. 委員会が果たしている役割

1 専門性を活かした迅速な紛争解決

紛争解決に要する時間:2週間~8か月(平均約1か月半)

→費用・時間面での当事者の負担軽減、早期サービス開始による利用者利便向上

【参考】 総合規制改革会議 14年度中間とりまとめ(平成14年7月23日)

第3章 1. (3) 2) 専門的機関の整備

1. 電気通信事業分野では、平成13年に電気通信事業紛争処理委員会が設置され、専門性及び中立性が確保された体制の下で、迅速な対応がされている。

2 紛争の未然防止

- ・「電気通信事業者」相談窓口を設けて、本格的に紛争化する前段階においても当事者からの相談に対応(→この段階で解決するケースもある)
- ・過去の紛争処理事案に関する情報を積極的に公開(ウェブサイト、紛争処理マニュアル)。委員会の紛争処理の前例を事業者が参照することにより、類似の紛争の発生を未然に防止

3 セイフティネット機能

- ・電気通信事業者は他事業者との協議にあたり、万一、紛争化した場合であっても、委員会という公正中立な第三者機関の場で自己の考え方を主張できる機会が保障されていることで、事業展開に際して安心感を持つことができる。

4 総務大臣への「勧告」を通じた、競争ルールの改善

- ・ブロードバンドサービスの競争促進、固定発携帯電話料金の低廉化などに一定の貢献

5. 委員会の今後の取組

【今後想定される紛争事例】 「電気通信事業における紛争処理等の将来像」 （平成18年10月3日発表）

- (1) IP化の進展による紛争
例) 次世代ネットワーク（NGN）における接続に関する紛争
- (2) 新規事業者の参入等による紛争
例) MVNOとMNO間の接続に関する紛争
- (3) アクセス網の高度化等による紛争
例) 光引込線の敷設のための電柱等の利用手続の公平性に関する紛争

【委員会の機能強化に向けた当面の活動予定】

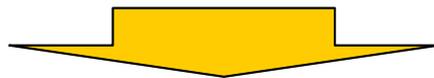
- (1) 紛争処理に関係する情報収集等の強化
⇒情報通信の専門家等との意見交換、施設見学、諸外国の調査、基礎資料の整備
- (2) 委員会の認知度・利便性の向上
⇒ウェブサイトの刷新、パンフレットの制作・配布
電気通信事業者等へのアンケート・ヒアリングの実施
事業者団体等への周知活動、地方における紛争処理の相談会の開催
- (3) 委員会の知見の情報発信の強化（競争ルールへのフィードバック）
⇒適切に「勧告」を実施、年次報告書の充実
- (4) 紛争処理機能の強化・制度整備への対応
⇒総務省関係部局等と意見交換

《参考》 総務省「新競争促進プログラム2010」(平成18年9月19日策定、平成19年10月23日改訂)

「電気通信事業者とコンテンツプロバイダー等の上位レイヤーの事業者等との間の紛争事案を紛争処理機能の中で取り扱えるようにほか、土地等(電柱・管路などを含む)の使用に係る紛争事案について、現行の裁定に加えて、あっせん・仲裁を可能とする仕組みとする等、紛争処理機能の取扱範囲の拡充についても、可能な限り速やかに所要の制度整備を行う。」

(参考) 無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の導入

新たな無線システムの導入に際して、既存の無線局等との電波の混信を防止するための調整が長期化し、1年から2年半に及ぶ事例も発生。このため、新サービスの提供が遅れるおそれがある。



- あっせん・仲裁の制度を創設し、無線局を新設する場合等に行う既存無線局との混信防止に関する協議を促進。
- あっせん・仲裁の主体は、電気通信事業紛争処理委員会とする。
- あっせん・仲裁の手続を行うことができる無線局は、次のとおり。
 - ・ 電気通信業務の用に供する無線局
 - ・ 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線局
 - ・ MCA陸上移動通信業務の用に供する無線局
 - ・ 地方公共団体が設置する防災行政事務の用に供する無線局 等

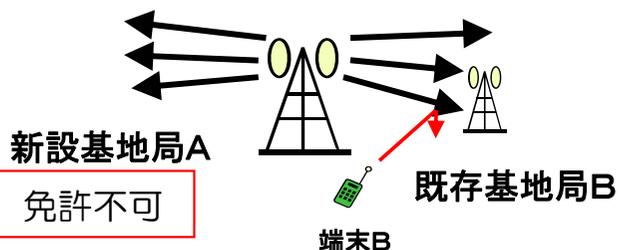
総務省令で規定

※ 本制度の創設を内容とする法律改正案は、現在、国会で継続審議となっている。

【想定される事例】

現行制度

新設基地局Aの発射電波が、既存基地局Bの通信を妨害 → Aの開設は不可。



新制度

電気通信事業紛争処理委員会のあっせん・仲裁により、Aからの妨害がないよう、Aの費用負担によりBを改造。→ Aの開設が可能。

☆ A、B共に、電波の利用が可能。

